

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）								(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）								(2) キの内容		
							ア. 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施			ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会で行わず、各学校で希望者に申請書を配布	オ. 制度案内等は希望者に申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に申請書を配布	キ. その他			
該当団体数	20	20	20	20	0	17	14	10	18	14	12	1	2	8	8	4	12	8	1	0	0	1	7	7			
佐賀県	佐賀市	教育部 学事課 学務係	0952-40-7358	gakuji@city.saga.lg.jp	https://www.city.saga.lg.jp/main/179.html	○	○	○	○	○	○	○					○	○						○	関係部署で制度案内を配布後、希望者に教育委員会から申請書を配布。		
佐賀県	唐津市	教育委員会 学校支援課	0955-53-7138	gakko-shien@city.karatsu.lg.jp	http://www.city.karatsu.lg.jp/top.html	○	○	○	○	○					○	・各小中学校の就学援助事務担当者への説明会を実施 ・入学説明会時に制度案内の書類を配布											
佐賀県	鳥栖市	学校教育課	0942-85-3520	gakko@city.tosu.lg.jp	http://www.city.tosu.lg.jp/	○	○	○	○	○							○										
佐賀県	多久市	多久市教育委員会 学校教育課	0952-75-2227	gakko-yoiku01@city.taku.lg.jp	http://www.city.taku.lg.jp	○	○		○		○			○	・新入学児保護者説明会で制度説明 ・各町の民生委員・児童委員で制度説明・周知										○	制度案内等を行った後、希望者に対して教育委員会から申請書を配布	
佐賀県	伊万里市	伊万里市教育委員会 学校教育課	0955-23-3185	gakko-yoiku@city.imari.lg.jp	http://www.city.imari.saga.jp/4399.htm	○		○	○	○	○			○	市内の各保育園、幼稚園へ就学援助の広報チラシを配布	○	○								○	基本的には希望者からの申請に基づいて認定を行っているが、在校生で認定を受けているものに対しては、各学校にてもなく継続認定を勧奨している。	
佐賀県	武雄市	こども教育部 学校教育課	0954-23-8010	gakko@city.takeo.lg.jp	https://www.city.takeo.lg.jp/kyoiku/	○			○		○						○										
佐賀県	鹿島市	鹿島市教育委員会教育総務課	0954-63-2103	syomu@city.saga-kashima.lg.jp	http://www.city.saga-kashima.lg.jp/	○	○		○	○						○	各地区の民生委員会で説明										
佐賀県	小城市	教育総務課	0952-37-6130	kyouikusoumu@ogi.city.lg.jp	https://www.city.ogi.lg.jp/main/82.html	○	○	○	○	○																	
佐賀県	嬉野市	嬉野市教育委員会 教育総務課	0954-66-9124	kyoiku@city.ureshino.lg.jp	https://www.city.ureshino.lg.jp/edu/_19365/_19369.html	○		○																			
佐賀県	神埼市	神埼市教育委員会事務局 学校教育総務課	0952-44-2296	gakko-soumu@city.kanzaki.lg.jp	http://www.city.kanzaki.saga.jp/	○	○	○	○	○				○	入学説明会で保護者向けの説明会を実施。(教育委員会職員)												
佐賀県	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町教育委員会 学校教育課	0952-37-0339	gakko-kyoiku@town.yoshihogari.lg.jp	http://www.town.yoshihogari.saga.jp		○		○	○																	
佐賀県	基山町	基山町教育学習課	0942-92-7980	gakko-4@town.kiyama.lg.jp	https://www.town.kiyama.lg.jp/	○	○	○	○	○																	
佐賀県	上峰町	教育課	0952-52-3908	kyoiku@town.kamimine.lg.jp	https://www.town.kamimine.lg.jp/				○	○																	
佐賀県	みやき町	学校教育課	0942-89-3052	gakko-kyoiku@town.miyaki.lg.jp	https://www.town.miyaki.lg.jp/kodomo/_1025/_1102/_2324/_2325.html	○	○	○	○	○																	
佐賀県	玄海町	玄海町教育委員会 教育課	0955-80-0233	kyoiku@town.genkai.lg.jp	http://www.town.genkai.lg.jp/	○			○																		
佐賀県	有田町	学校教育課	0955-43-2324	gakko@town.arita.lg.jp	http://www.town.arita.lg.jp/main/474.html	○	○			○					○	・就学時健診の案内文書に、制度の周知文書を同封して送付。 ・民生児童委員にて、民生委員・児童委員へ説明及び書類配布。										○	前年度の認定者に対し、学校を通じて制度案内及び申請書提出依頼の文書を配布し、教育委員会から申請書を配布。新就学児及び在学中の児童生徒で援助が必要と思われる者に対し、制度案内の文書を配布し、教育委員会から申請書を配布。
佐賀県	大町町	教育委員会	0952-82-3177	kyoikuinkae@town.omachi.saga.jp	http://cms.saga-ed.jp/hp/omachi-t/home/homeMain.do		○	○		○																	
佐賀県	江北町	こども教育課	0952-86-5621	bikkie@town.kouhoku.saga.jp	http://www.town.kouhoku.saga.jp/kyoiku2.html#就学援助について	○	○		○	○																	
佐賀県	白石町	白石町教育委員会学校教育課	0952-84-7128	kyoiku@town.shiroishi.lg.jp	http://www.town.shiroishi.lg.jp/	○					○				○	新小1年に対しては就学時健診時、新中1年に対しては小6時の11月に小学校を通じて配布。										○	新小1年に対し制度案内を配布後、希望者に対して申請書を配布。
佐賀県	太良町	学校教育課	0954-67-0317	kyoikuinkai@town.tara.lg.jp	http://www.town.tara.lg.jp	○			○					○	・民生児童委員会や学校での新入学児保護者説明会に出向き、制度の内容を説明。 ・各行政区の区長へ協力依頼文を配布。											○	・新入学時保護者説明会時に希望者に申請書を配布。 ・民生児童委員会での制度説明会時に申請書を配布。 ・年間を通じ、教育委員会の窓口で希望者に申請書を配布。

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法								(2)ケの内容	(3)就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法						(2)キの内容
							(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(1)就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）						
						ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他→(2)	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2.（2）に記入してください。）		

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																							III 就学援助率																				
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																			(2) ソ, タ, チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度															
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費, 学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者, 昼食, 被服等が悪い者または学用品, 通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で, 生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍					目安額(年額)万円														
該当団体数	20	15	16	11	10	10	13	8	4	8	9	6	3	10	5	6	2	6	0	6	14	14	14	14	14	0	0	3	6	20	20														
佐賀県	佐賀市	○	○																													保護者の失業、災害等により就学援助を支給する必要があると認められた場合	20%未済	20%未済											
佐賀県	唐津市	○	○				○																										20%未済	20%未済											
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○		○	○																							15%未済	15%未済											
佐賀県	多久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							10%未済	10%未済											
佐賀県	伊万里市	○	○	○															○														15%未済	15%未済											
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○														15%未済	15%未済											
佐賀県	鹿島市																																10%未済	10%未済											
佐賀県	小城市		○				○																										特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合	15%未済	15%未済										
佐賀県	糟野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							(1)の認定基準に該当しており、かつ生活保護基準の1.0倍未済は認定、1.0から1.3倍未済は教育委員会で協議。	5%未済	5%未済										
佐賀県	神埼市	○	○				○																										基準根拠：給与収入(実費控除、基礎控除差引後)	教育委員会が認められた者。	10%未済	10%未済									
佐賀県	吉野ヶ里町																		○															総所得(諸1控除前)	24	4	235			10%未済	15%未済				
佐賀県	基山町	○	○		○	○	○	○	○	○																								1.3課税所得	29	12	274			10%未済	10%未済				
佐賀県	上峰町	○	○	○	○	○	○	○	○	○																								1.3課税所得	25	4	277			10%未済	10%未済				
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									1.3課税所得	26	4	394			15%未済	15%未済			
佐賀県	玄海町	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									1.3課税所得	30	3	320			10%未済	10%未済			
佐賀県	有田町																																		1.3その他	30	4	283			基準根拠：その他…給与等収入(税引き前)			5%未済	5%未済
佐賀県	大町町	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	295			15%未済	10%未済			
佐賀県	江北町	○	○	○																															特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	287			特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合	10%未済	10%未済		
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○																									特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	288			5%未済	5%未済			
佐賀県	太良町																																					生活保護の基準×1.2+(中学生一人当たり100,000円、小学生一人当たり54,000円)÷概ね1.3倍	5%未済	5%未済					

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項									
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																							
		(1) 費目毎の援助額																																							
学用品費		新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																							
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他						
該当団体数	20	0	0	0	1	1	1	19	19	0	0	0	0	0	0	20	20	0	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	9	10	1	11	11	11	0	0	0	12			
佐賀県	佐賀市						○	11,420							○	40,600																○	21,490	14,000				支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価を使用。			
佐賀県	唐津市						○	11,420							○	40,600																○	21,490	15,019				修学旅行費の年支給平均額は平成29年度の実績額により記入。 ・学用品費1年12,990円 ・通学費は、該当者無のため支出予定なし。			
佐賀県	鳥栖市						○	15,220							○	40,600						○	38,200	0							○	15,211									
佐賀県	多久市						○	11,420							○	40,600															○	13,000						修学旅行費の「支給平均額」欄については、年度予算に計上した単価			
佐賀県	伊万里市						○	11,420							○	40,600		○	0													○	21,490	16,400				・「支給平均額」欄については30年度の予算単価により記入。 ・通学費は、該当者無のため支出予定なし。			
佐賀県	武雄市						○	13,650							○	40,600																○	21,490	14,413							
佐賀県	鹿島市						○	11,420							○	40,600																○	13,355						実費欄に記載分はH29年度実績額 ・学用品費は、1年生に対して年額12,100円。他の学年に対して年額14,300円。 ・支給平均額については、平成29年度の実績を記載。		
佐賀県	小城市						○	14,300							○	40,600																	○	20,600	14,560						
佐賀県	糟野市				○	11,420	9,897								○	40,600																○	14,129						支給平均額については平成29年度実績額		
佐賀県	神埼市						○	11,420							○	40,600																○	21,490	21,490					平均支給額については、平成30年度予算計上単価		
佐賀県	吉野ヶ里町						○	11,100							○	40,600																○	16,000								
佐賀県	基山町						○	11,420							○	40,600																○	16,900							修学旅行費は平成30年度予算。	
佐賀県	上峰町						○	11,420							○	40,600																○	21,490	21,490							
佐賀県	みやき町						○	11,420							○	40,600																○	21,490								
佐賀県	玄海町						○	15,220							○	40,600																	○	20,600	16,534					学用品費 1年生 12,990円、2～6年生 15,220円	
佐賀県	有田町						○	11,420							○	40,600																	○	21,490	16,500						
佐賀県	大町町						○	11,420							○	40,600																	○	15,252							
佐賀県	江北町						○	11,420							○	40,600																		○	21,490	13,326					支給平均額は29年度実績額
佐賀県	白石町						○	11,420							○	40,600																	○	15,000							
佐賀県	太良町						○	11,420							○	40,600																		○	21,490	13,085					

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																	
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																	
		(1) 費目毎の援助額																																	
①都道府県	②市町村名	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費								(2) 補足事項	
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額		支給平均額

140,337 9

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項								
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額				その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額
該当団体数	20	0	0	0	1	1	1	19	19	0	0	0	0	0	0	20	20	0	2	2	0	1	1	1	0	0	0	9	10	1	11	11	11	0	0	0	11	
佐賀県	佐賀市							○	22,320							○	47,400		○	23000												○	57590	56000				支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価を使用。
佐賀県	唐津市							○	22,320							○	47,400															○	57590	43287				
佐賀県	鳥栖市							○	26,820							○	47,400					○	77200	0				○	48856								・学用品費1年24,590円 ・通学費は、該当者無のため支出予定なし。	
佐賀県	多久市							○	22,320							○	47,400											○	47400								修学旅行費は29年度の実績額。	
佐賀県	伊万里市							○	22,320							○	47,400		○	11000												○	57590	39461				「支給平均額」欄については30年度の予算単価により記入。
佐賀県	武雄市							○	24,550							○	47,400															○	57590	46451				
佐賀県	鹿島市							○	22,320							○	47,400											○	55587								実費欄に記載分はH29年度実績額	
佐賀県	小城市							○	25,300							○	47,400														○	55700	42997				・学用品費については、1年生に対して年額23,100円。その他の学年に対して年額25,300円。 ・支給平均額は全て平成29年度実績を記載。	
佐賀県	糟野市			○		22,320	20,788								○	47,400												○	45300								支給平均額については平成29年度実績額	
佐賀県	神埼市							○	22,320							○	47,400													○	57590	57590					平均支給額については、平成30年度予算計上単価	
佐賀県	吉野ヶ里町							○	21,700							○	47,400											○	53000									
佐賀県	基山町							○	22,320							○	47,400											○	59141									
佐賀県	上峰町							○	22,320							○	47,400												○	57590	57590						修学旅行費は平成30年度予算。	
佐賀県	みやき町							○	22,320							○	47,400											○	57590									
佐賀県	玄海町							○	26,820							○	47,400															○	55900	55409				・学用品費 7年生 24,590円、8～9年生 26,820円 ・修学旅行費の平均額は平成29年度実績を入力（平成30年度未実施のため）
佐賀県	有田町							○	22,320							○	47,400															○	57590	36500				
佐賀県	大町町							○	22,320							○	47,400												○	45810								
佐賀県	江北町							○	22,320							○	47,400														○	57590	48670				支給平均額は29年度実績額	
佐賀県	白石町							○	22,300							○	47,400											○	57000									
佐賀県	太良町							○	22,320							○	47,400															○	57590	45000				

		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
①都道府県	②市町村名	学用品費							新入学児童生徒学用品費等							通学費							修学旅行費							(2) 補足事項								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他

469684

9

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況										就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足			
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									(1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）											(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入れ札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他（※具体的な取組を（2）に記載）							
該当団体数																								
20		5	2	3	0	3	2	11	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	
佐賀県	佐賀市		○	○				○																
佐賀県	唐津市																							
佐賀県	鳥栖市																							
佐賀県	多久市	○		○																				
佐賀県	伊万里市								○															
佐賀県	武雄市								○															
佐賀県	鹿島市	○																				社会福祉協議会による制服バンク		
佐賀県	小城市	○				○																		
佐賀県	糟野市	○																						
佐賀県	神埼市							○																
佐賀県	吉野ヶ里町																					子育て支援（福祉課）において、「お譲り会」の実施。		
佐賀県	基山町					○																		
佐賀県	上峰町							○																
佐賀県	みやき町					○	○																	
佐賀県	玄海町								○										○	副読本を町費で賄っている				
佐賀県	有田町								○															
佐賀県	大町町	○	○	○																				
佐賀県	江北町								○															
佐賀県	白石町								○															
佐賀県	太良町								○	○	○													

